

一三 佐竹義重起請文(大田原市那須与一伝承館寄託「金剛寿院文書」)

【読み下し文】

佐竹義重、那須資晴父子に、世上浮沈共に申し合わせる旨記した起請文を送る。

起請文

右意趣は、度々証文を以つて申し合わせ候と雖も、猶向後に於いても此の地に於いて、世上浮沈共、資晴御父子へ無二に申し合わすべく候事。

起請文

右意趣者、度々以証文雖申合候、猶於向後も於此地、世上浮沈共資晴御父子へ無二可申合候事、付互之蜜事不可有他言候、并佞人之取成候者、則

付、互の蜜事他言有るべからず候。并に佞人の取り成し候わば、則ち糺明申すべき事。

糺明可申事、

もし此の義偽りに於いては、

若此義於偽者、

上は梵天帝尺、四大天王、下は堅牢地神、熊野三所大権現、日光三所権現、当国鹿嶋大明神、八幡大菩薩、別して愛宕大権現、惣じて日本国中大小神祇、即ち御爵を蒙るべき者也。

上者梵天帝尺、四大天王、下者堅牢地神、熊野三所大権現、日光三所権現、当国鹿嶋大明神、八幡大菩薩、別而愛宕大権現、惣而日本国中大小神祇、即可蒙御爵者也、

【補注】

本文書は、熊野牛王宝印の裏に書かれている。

仍如件、

天正十年六月廿四日

義重(佐竹)(花押)

烏山南

那須殿